

悪質な滞納は許さない! 納税は義務です!!



12月は、市税滞納整理強化月間です。
財産調査や勤務先への照会等を行い、滞納処分を強化します。
悪質な滞納者については、特に厳しく滞納処分を行います。

※滞納処分とは、国税徴収法等に基づき財産の差押えなどを行うことです。

市税等の滞納者の財産の差押えや差押えに係る（家宅）搜索、または差し押えた財産の売却などについては、司法（裁判所）の許可なく市の判断で行うことができます。（一般私債権については、裁判所の許可が必要です。）

※差し押える財産には、不動産、給料、預貯金、自動車、動産、賃貸料、売掛金、生命保険金などさまざまなものがあります。

※悪質滞納者とは、市税等を納付する能力（所得、預貯金、財産など）を有しているにもかかわらず納付しない滞納者や、納付意思や誠意の無い滞納者のことです。

※徴税吏員に任命された市職員には、法により質問検査・搜索・差押えなどの権限が与えられています。

徴税吏員に任命された市職員が行う差押えや搜索を
妨害した場合は、公務執行妨害で処罰されます。

納税は原則として、すべてにおいて優先されます!
納期内納付をお願いします!

市税等の納付窓口開設のお知らせ

◎仕事等により金融機関や市役所窓口で納税等のできない方を対象に、下記の日程で、税務課の窓口を開設しますのでご利用ください。

12月 7日 (日)	9時～12時
12月11日 (木)	17時～20時
12月21日 (日)	9時～12時
12月25日 (木)	17時～20時

納付の可能な市税等～市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税
介護保険料・後期高齢者医療保険料

※来庁の際は、別館入口（金融機関のATM設置側）をご利用ください。

※納税以外の相談や申告については対象外です。

● 問い合わせ先／税務課 収納対策班 ☎82-9512（直通）